有田牧畜産業食肉加工場　新築工事

図面番号	図 面 内 容	縮　尺	図面番号	図 面 内 容	図面番号
Ｅ－００	表紙・図面リスト	No Scale	Ｅ－０７	電灯設備平面図	1/100
Ｅ－０１	電気設備特記仕様書	No Scale	Ｅ－０８	コンセント設備平面図	1/100
Ｅ－０２	電気設備配置図	1/300	Ｅ－０９	非常照明・誘導灯設備平面図	1/100
Ｅ－０３	キュービクル単線結線図	No Scale	Ｅ－１０	弱電設備平面図	1/100
Ｅ－０４	幹線動力設備平面図	1/100	Ｅ－１１	自動火災報知設備凡例・系統図	No Scale
Ｅ－０５	盤結線図	No Scale	Ｅ－１２	自動火災報知設備平面図	1/100
Ｅ－０６	照明器具姿図	No Scale	Ｅ－１３	非常用発電機設備図	No Scale

平成　年　月　日

(有)創コーポレーション
1級建築士事務所
〒540-0035　大阪市中央区釣鐘町１丁目6-6-402
TEL:06-6947-1631　FAX:06-6947-1635
一級建築士　大臣登録第139436号
西澤　昭一

名　称　有田牧畜産業食肉加工場　新築工事

図　面　表紙・図面リスト　１／ー

E ／ ００

有田牧畜産業食肉加工場新築工事　特記仕様書

Ⅰ 工事概要

1. 工事名称　有田牧畜産業食肉加工場新築　工事

2. 工事場所　宮崎県西都市大字岡富字土ノ口 829－1，830－1，830－3，836，838

3. 建物概要

建物名称	構造	階数	建築面積（㎡）	延面積（㎡）	消防法施行令別表第一区分	備考
食肉加工場	S造	平屋			12項（イ）	

4. 工事種目（○印のついたものを適用する）

工事種目	建物別及び屋外					
	食肉加工場					屋外
1 電灯設備	○					
2 動力設備	○					
3 電熱設備	○					
4 雷保護設備						○
5 受変電設備						
6 電力貯蔵設備						○
7 自家発電設備	○					
8 構内情報通信網設備						
9 構内交換設備						
10 情報表示設備						
11 映像・音響設備	○					
12 拡声設備	○					
13 誘導支援設備	○					
14 テレビ共同受信設備						
15 テレビ電波障害防除設備						
16 監視カメラ設備						
17 駐車場管制設備						
18 防犯・入退室管理設備						
19 自動火災報知・自動閉鎖・非常警報設備	○					
20 中央監視制御設備						
21 医療関係設備						
22 構内配電線路						○
23 構内通信線路						○
24 撤去工事						

Ⅱ 工事仕様

1. 共通仕様

(1) 特記仕様及び図面に記載されてない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）平成25年版（以下「標仕」という。）及び公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）平成25年版並びに国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修の公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）平成25年版による。

(2) 機械設備工事及び建築工事を本工事に含む場合は、機械設備工事及び建築工事はそれぞれの工事仕様書を適用する。
なお、機械設備工事の工事仕様書は（　/　）図、建築工事書の仕様は（　/　）図による。

2. 特記仕様

(1) 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。

(2) 特記事項は、「・」に○印のついたものを適用する。
○の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。○印と※印の付いた場合は、共に適用する。

項目	特記事項
1. 工事実績情報の登録（工事カルテ）	※適用する。
2. 建設リサイクル法	・対象工事　・対象外工事　・請負代金の額による 対象建築工事：建築物の解体　床面積の合計　80 ㎡以上 対象建築工事：建築物の新築・増築　床面積の合計　500 ㎡以上 対象建築工事：建築物の修繕・模様替（リフォーム等）　請負代金の額　1 億円以上 対象建築工事：建築物以外のものの解体・新築等（土木工事等）　請負代金の額　500 万円以上
③ 機材等	※設備機材等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、JISマーク表示のない機材及びその製造者等は、つぎの(1)～(6)の事項を満たすものとする。 (1) 機材等が所要の品質・性能を確保し、試験データが整備されていること。 (2) 生産施設及び品質の管理が適切に行われていること。 (3) 安定的な供給が可能であること。 (4) 法令等で定める許可、認可、認定または免許等を取得していること。 (5) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 (6) 販売、保守等の営業体制が整えられていること。 LED光源機材の仕様に特に指定がない場合は、発注時における（一社）日本照明工業会（JLMA）等の基準を満たしているものとする。 なお、これらの機材を使用する場合は、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料又は外部機関（（一社）公共建築協会　他）が発行する資料等の写しを監督職員に提出して承諾を受けるものとする。
④ 電気工作物の種類	・一般用　○自家用
⑤ 電気工事士	※契約電力500kW以上の場合であっても、第一種電気工事士により施工を行う。
6. 工事担任者	電気通信事業法第71条に規定する工事担任者 ・AI第一種　・AI第二種　・AI第三種 ・DD第一種　・DD第二種　・DD第三種　・AI･DD総合種
⑦ 契約種別	・従量電灯（・A　・B　・C）　・低圧電力　○業務用電力　・臨時電力 ・電力供給事業者（　　） ・電気主任技術者（　　） ※新築における工事目的物の引渡しまでの基本料金及び使用電力料金は、請負者負担とする。

⑧ 施工中の安全確保及び環境保全	※「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」(国土交通省告示第487号）に基づき指定された建設機械を使用する。 ※「排出ガス対策型建設機械指定要領」に基づき指定された建設機械を使用する。 （対象機種：バックホウ、ブルドーザ、トラクタショベル、発動発電機、油圧ユニット等 但し、ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kW以上260kW以下）を搭載したものに限る。）
⑨ 工事用電力、水、その他	※本工事に必要な工事用水、工事用電力（基本料金を含む）及び官公署等への諸手続、その他工事目的物引渡しまでに要する費用は、全て請負者の負担とする。
⑩ 工事用仮設物	構内につくることが　○できる　・できない
⑪ 監督員事務所	・設けない　○設ける（　　）㎡程度
⑫ 足場・桟橋類	・別契約の間係負者が定置したものは、無償で使用できる。 ・本工事で設置する。 ・足場を設ける場合には、「「手すり先行工法に関するガイドライン」について」（厚生労働省平成21年4月）の「手すり先行工法等に関するガイドライン」によるものとし、足場の組立、解体、変更の作業及び使用時には、常時、すべての作業床について手すり、中さん及び幅木の機能を有するものを設置しなければならない。
⑬ 発生材の処理	(1) 引き渡しを要するもの ・有り（　　） (2) 引渡しを要するもの以外 ○構外搬出適正処理 (3) 特別管理産業廃棄物 ・有り（PCB使用機器：　　） ※PCB使用機器は関係法令により適切に処理し、建物管理者に引き渡す。 (4) 再利用又は再資源化を図るもの ・有り（　　）
⑭ 残土処理	○構内指示の場所に敷きならし　・構内指示の場所にたい積　・構外搬出適切処理
⑮ 工事写真	※下記のものを監督職員に提出する。 撮影箇所及び方法については、国土交通大臣官房官庁営繕部監修の「営繕工事写真撮影要領（平成24年版）」同解説／工事写真の撮り方（建築設備編）」及び監督職員の指示による。 なお、工事写真の提出は、カメラ（フィルム）又はデジタルカメラとする。 区分／分類・規格／提出部数／備考 着工前／カラー・サービスサイズ／1部／ 工事中／カラー・サービスサイズ／1部／ 完成時／カラー・サービスサイズ／1部／全景については、原則として外構工事完了後とする
⑯ 完成図書	※完成図書（図、保証書、取扱説明書等） ○1部　・（　　）部 ※完成図 ※原図訂正の上、複写図2つ折り製本　○1部　・（　　）部 ○修正CADデータ　○1部　・（　　）部 ○保全に関する資料等（標仕1．7．3による） ○2部　・（　　）部 ・建設副産物実態調査について ※電子データにより、監督職員に提出する　・紙面により、監督職員に提出する ・県有建物保全情報システムデータシートについて ※電子データにより、監督職員に提出する　・紙面により、監督職員に提出する
⑰ 施工図の取扱い	※施工図等の著作権に係わる当該建物に限る使用権は、発注者に委譲するものとする。
⑱ 耐震施工	※設備機器の固定は、「建築設備耐震設計・施工指針　2005年版」（国土交通省国土技術政策総合研究所他　監修）により、耐震強度計算書を監督職員に提出し、承諾を受けるものとする。 なお、設計用水平地震力、設計用鉛直地震力は下記による。 (1) 設計用水平地震力 設計用水平地震力は機器の重量に、次に示す設計用標準水平震度を乗じたものとする。 設置場所／耐震安全の分類：・特定の施設／○一般の施設 重要機器／一般機器／重要機器／一般機器 上層階の天井以上：2.0（2.0）〈2.0〉／1.5（2.0）〈1.5〉／1.5（2.0）〈1.5〉／1.0（1.5）〈1.0〉 1階天井～上層階の床：1.5（1.5）〈1.5〉／1.0（1.5）〈1.0〉／1.0（1.5）〈1.0〉／0.6（1.0）〈0.6〉 1階の床以下：1.0（1.0）〈1.5〉／0.6（1.0）〈1.0〉／0.6（1.0）〈1.0〉／0.4（0.6）〈0.6〉 (注)（　）内の数値は防振支持の機器の場合に適用する。 ＜　＞内の数値は水槽類に適用する。 上層階の定義 6階建以下の場合は最上階、7～9階建の場合は上層2階、10～12階建ての場合は上層3階、13階以上の場合は上層4層とする。 (2) 設計用鉛直地震力 設計用鉛直地震力は設計用水平地震力の1／2とし、水平地震力と同時に働くものとする。 ※重要機器 ・配電盤　・自家発電装置　・直流電源装置　・無停電電源装置 ・交換機　・火災報知受信機　・中央監視装置
⑲ 電線本数・管路など	※分電盤、制御盤及び端子盤等の二次以降の配線経路は、電線太さ、電線本数及び管径等は監督職員の承諾を受けて変更しても差し支えない。 また、機械室等の床配線は図面上PF管で記載している場合であっても、立上げ部分等の露出配管部分は金属管とし、その場合は全長に亘って接地線を設ける。
⑳ 形状・寸法等	※姿図の形状寸法等は、図面表示と多少相違してもよい。
21. 予備配管	※埋込分電盤の場合は予備の配線用遮断器数に応じ、次のように予備配管を設ける。 天井スラブの場合　天井又は梁下200mmまで仕上げジョイントボックス取付 二重天井の場合　天井内まで仕上げ、ジョイントボックス取付 配管　予備の配線用遮断器　4個以下…（PF22相当）×1 5個以上…（PF22相当）×2

22 屋外の支持金物及びプルボックス	※屋外の支持金物、ボルト及びナットなどには、溶融亜鉛めっき仕上げ又はステンレス製とする。 ※屋外に使用するプルボックスは、図面に特記なき場合は、ステンレス製とする。
23 塗色	※盤類、電線管その他の塗装色は、特に指示しない場合は、マンセル値 2．5Y9／1とする。
24 呼び線	※長さ1m以上の入線しない電線管には、1．2mm以上のビニル被覆鉄線を挿入する。
25 プレートの材質	フラッシュプレート　○ステンレス又は新金属　○樹脂製（カラープレート含む） フロアプレート　・鋳金製　○アルミ合金製
26 カバープレート及びノズルプレート等の刻印	※刻印の直径は10mm、文字は黒色とし下記による。 電灯（L）　動力（P）　電話（T）　表示（I） 電気時計（C）　電鈴（B）　インターホン（L）　放送（H） テレビ共聴（TV）　火報（F）　防犯（S）　ガス漏れ（G） シルバーケア（N）　LAN（10）
27 その他の表示	※スイッチ、コンセントで用途の判別のし難いものの及び3連以上のスイッチには表示する。 ※ハンドホール・マンホールのふたは、下図による。用途種別を刻印する。 ハンドホール鉄ふた姿図 県旗マーク 用途種別 用途種別：電力／通信／電気／弱電／高圧
28. 地中線の埋設標	※構内線路における埋設標の材質及びその個数は、図面に記載のない場合は次による。 ・鉄製（　箇所）　・コンクリート製（　箇所）
29 標識シート	※標識シートは、2倍長以上重ね合せを使用し、低圧地中幹線路及び通信地中幹線路にも設ける。
30 電路の保護	※特記のない引き下げ部分及び露出部分の配線はMM1（A型）にて保護する。 ※真通部分の配線は、金属管なjust保護する。
31 接地極	※接地極の材料は下記による。 接地種別／接地極 A種／EP（アースプレート1.5t×900×900銅板） B種／EP（アースプレート1.5t×600×600銅板） C種及びD種／EB（アースロッド　D=14，L=1,500，より線22×300　銅製接地棒） 接地線太さ30mm以上は2本使用
32. 蛍光灯器具	※Hf蛍光灯安定器は、記載無き場合はPH型とする。
33 照明器具の接地	○コードペンダント以外の放電器具及び水気のある場所の白熱灯器具は接地する。 なお、金属管配線の場合は、配管を利用してもよい。（乾燥した場所のコンパクト器具（27W以下）を除く）
34 電線類	※本工事においては、EM電線・EMケーブルを原則使用するものとする。 ※ビニル電線等を使用する旨の記載があるものは、EMケーブルの規格に読み かえ使用する。 ※EMケーブルの電線の色別は、原則として様仕による。 ただし、ケーブルの一心を接地線として使用する場合は、緑色の心線とする。
35 コンクリート工事	(1) コンクリート製造工場の選定 ※JIS表示認定工場で、生コンクリート品質管理監査会議の監査に合格した工場 上記工場で製造されたレディーミクスコンクリートを使用する場合には、「品質管理監査合格証」の写し及び「配合報告書」のみの提出とし、セメント、骨材、練り混ぜ水、混和剤の試験成績表及び配合計算書の提出を省略することができる。 ・上記以外の工場 (2) 小規模工事の品質管理試験 小規模工事（1工種の総使用量が50m³未満）のうち、構造上の安全確保が必要な部分を除き、1日の打設量が1.0m³未満の場合は、JIS表示認定工場の品質証明書（監督員が指示するもの）の提出により、スランプ試験、空気量試験、塩化物試験、コンクリート強度試験を省略することができる。 ただし、監督員の指示があった場合は、この限りではない。

Ⅲ 機器取付高

設計図書に特記なき壁付、壁掛形の機器等の取付高は下表を標準とし、監督員の承諾を得るものとする。

名称	測点	取付高(mm)	名称	測点	取付高(mm)
取引用計器	地上～壹中心	1,800～2,000	端子盤	天井下～上端	200（上端1,900以下）
引込用計器	地上～中心	1,800～2,200	中間端子盤（EPS、電気室）	床上～中心	1,500
引込開閉器箱（低圧）	床上～上端	1,500	集合保安器箱	天井下～上端	200
分電盤、制御盤、実験盤	床上～中心	1,500（上端1,900以下）	壁付電話機	床上～中心	1,300
開閉器箱	〃	1,500	報時計	床上～中心	1,500（上端1,900以下）
ホーム分電盤	〃	（天井高）×0.9	子時計・スピーカ	〃	（天井高）×0.9
			アッテネータ	〃	1,300
スイッチ（一般）	〃	1,300	増幅器用位置ボックス	〃	900
〃　（身体障害者用）	〃	900	出退表示盤	〃	（天井高）×0.9
コンセント、電話用アウトレット直列ユニット（一般）	〃	300	発信器（出退表示用）	〃	1,300
			ベル・ブザー・チャイム	〃	（天井高）×0.9
コンセント、電話用アウトレット直列ユニット（和室）	〃	200			
			インターホン	〃	1,300
コンセント、電話用アウトレット直列ユニット（台上）	台上～中心	150	インターホン子機（身障者用）	〃	1,100
			壁付位置ボックス（一般）	〃	300
コンセント	ガスコックとの離隔	200以上	壁付位置ボックス（和室）	〃	200
コンセント（車庫）	床上～中心	800	呼出ボタン（身体障害者用）	〃	900
			復帰ボタン（　〃　）	〃	1,800
壁付灯（一般）	〃	2,100～2,300	廊下表示灯（　〃　）	〃	2,000
壁付灯（頭場）	〃	2,000～2,500	シルバーケア用位置ボックス	〃	900
壁付灯（鏡上）	鏡上端～中心	150			
避難口誘導灯	床上～下端	1,500以上	火報受信機（複合盤）	床上～操作部	800～1,300
廊下通路誘導灯	床上～上端	1,000以下	副受信機、総合盤、発信器	床上～中心	800～1,300
操作スイッチ押し釦	床上～中心	1,300	警報ベル	〃	（天井高）×0.9
警報盤	〃	1,800	表示灯	〃	（天井高）×0.8
給油ボックス	地上～給油口	1,000	連動制御器（自動閉鎖）	〃	1,500
ﾘｰﾓｰﾄｺﾝﾄﾛｰﾗｰ用位置ﾎﾞｯｸｽ	床上～中心	1,500	ガス漏れ検知器（LPガス）	〃	300
			〃（都市ガス）	天井面～中心	（天井面）-200

(注)天井高3,000mm以上の場合は、監督員と協議する。

Ⅳ 他工事との取合い

工事内容				本工事（電気工事）	建築工事	機械設備工事
機器の基礎	電気関係	配電盤、制御盤の基礎	屋内			
			屋外			
			屋上			
		自家用発電機の基礎（アンカーボルト除く）				
		テレビアンテナ基礎（　〃　）				
		避雷針の基礎（　〃　）				
	機械関係	屋内設置				
		屋上設置（架台、アンカーボルトを除く）				
		屋外設置				
	架台、アンカーボルト（電気及び機械関係以外）					
	特記した基礎（電気及び機械関係以外）					
開口部	梁、床、壁貫通スリーブ	補強を要するもの				
		補強を要しないもの				
	梁、床、壁貫通部穿枠	補強を要するもの				
		補強を要しないもの				
	軽量鉄骨下地、壁、天井ボード類の切込	補強を要するもの				
		補強を要しないもの				
	埋込部分電盤、端子盤等の穿枠	補強を要するもの				
		補強を要しないもの				
	断熱材兼用型枠の切込					
	上記の開口部の補強					
	上記の開口部の墓だし					
	スリーブの穴埋(型枠の穴埋を含む)					
	OAフロア用配線器具					
点検口	床、壁、天井					
外部取付ガラリ	ダクト、チャンバーの接続用フランジを含む					
湯沸室のフード						
換気扇の取付枠						
流し台	排水トラップ共					
防油提	オイルサービスタンクの防油提タンク基礎		自家発用			
			空調用			
床下マンホールの蓋						
屋外配水管	雨水					
	汚水、雑排水					
雨水立管（たて樋）						
手すり	多機能用便所					
	上記以外のもの					
化粧鏡						
はめ込形洗面器用カウンター（前板共）						
ガスボンベ転倒防止用の鎖						
電気配管配線	自動ドア及び電動シャッターなどの制御部と操作スイッチ間の配管配線及び操作スイッチ					
	防火扉レリーズ					
	電極棒					
	既製開仕切壁（パネル工法）の配管及び埋込ボックス					
	配線ピット及びふた					
	機器などへの接続（1次側）					
	機器附属の制御盤以降の配管配線（接地共）					
	機器附属の制御盤への電源供給配管配線					
	自動制御盤と動力盤との電源供給の渡り配管配線					
	自動制御盤と動力盤との操作回路の渡り配管配線					
	天井吊り形FCU、個別パッケージ、全熱交換ユニット等の機器と付属操作スイッチとの渡り配管（接地共）					
	天井吊り形FCU、個別パッケージ、全熱交換ユニット等の機器と付属操作スイッチとの渡り配線					
	天井吊り形FCU、個別パッケージ、全熱交換ユニット等の機器と付属操作スイッチ					
	天井吊り形FCU、個別パッケージ、全熱交換ユニット等の機器と付属操作スイッチのボックス					
	個別パッケージの室内機、室外機の渡り配線(接地共)					
	煙感知器から連動操作盤を経て防煙ダンパに至る配管配線					
	小便器用節水装置の制御盤以降の2次側の配管配線					
ガス漏れ検知器						
電気錠	電気錠及び通電金具					
	TEN キー及び制御盤					
ユニットバス、ユニットバス内水栓						
ユニットバス換気扇						
ユニットバスへの給水給湯管、配水管接続						
洗濯機パン						
システム天井	ボード、Tバー					
	照明ライン設置プレート					
	空調ライン設置プレート					

電気設備工事特記仕様書

建築士事務所名　有限会社　創コーポレーション

一級建築士事務所　知事登録　号　一級建築士　第　139436　号

工事名称	有田牧畜産業食肉加工場新築工事	検図	図面番号 E－01
図面名称	電気設備工事特記仕様書		

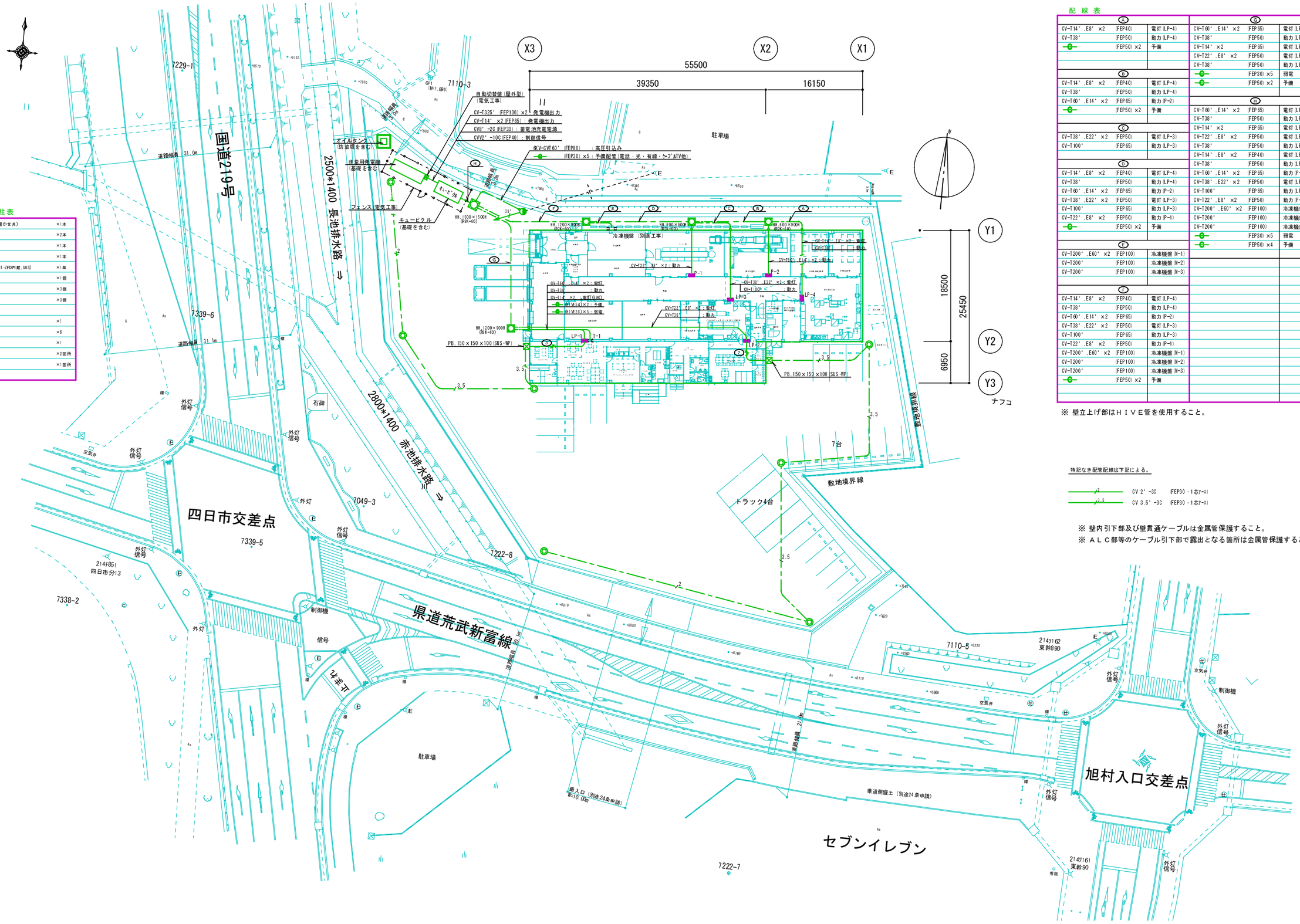

電柱及び装柱表

電柱　CP12-19-500(根かせ共)	×1本
腕金　150DB	×2本
腕金　120DA	×1本
腕金　75DA	×1本
PAS7.2KV300A（VT・ZCT・ZPDPN装,SUS）	×1基
SOG（SUS・方向性）	×1個
PCS7.2KV50A(Fなし)	×3個
LA9.4KV	×3個
装柱金物一式	
支線（30°）	×1
電線管（HIVE28）	×6
電線管（HIVE82）	×1
接地工事Ea	×2箇所
接地工事Eb	×1箇所

配線表

Ⓐ			Ⓖ		
CV-T14'.E8' ×2	(FEP40)	電灯(LP-4)	CV-T60'.E14' ×2	(FEP65)	電灯(LP-1)
CV-T38'	(FEP50)	動力(LP-4)	CV-T38'	(FEP50)	動力(LP-1)
⊖	(FEP50) ×2	予備	CV-T14' ×2	(FEP65)	電灯(LP-1-GAC)
			CV-T22'.E8' ×2	(FEP50)	電灯(LP-2)
			CV-T38'	(FEP50)	動力(LP-2)
Ⓑ			⊖	(FEP30) ×5	弱電
CV-T14'.E8' ×2	(FEP40)	電灯(LP-4)	⊖	(FEP50) ×2	予備
CV-T38'	(FEP50)	動力(LP-4)			
CV-T60'.E14' ×2	(FEP65)	動力(P-2)	Ⓗ		
⊖	(FEP50) ×2	予備	CV-T60'.E14' ×2	(FEP65)	電灯(LP-1)
			CV-T38'	(FEP50)	動力(LP-1)
Ⓒ			CV-T14' ×2	(FEP65)	電灯(LP-1-GAC)
CV-T38'.E22' ×2	(FEP50)	電灯(LP-3)	CV-T22'.E8' ×2	(FEP50)	電灯(LP-2)
CV-T100'	(FEP65)	動力(LP-3)	CV-T38'	(FEP50)	動力(LP-2)
			CV-T14'.E8' ×2	(FEP40)	電灯(LP-4)
Ⓓ			CV-T38'	(FEP50)	動力(LP-4)
CV-T14'.E8' ×2	(FEP40)	電灯(LP-4)	CV-T60'.E14' ×2	(FEP65)	動力(P-2)
CV-T38'	(FEP50)	動力(LP-4)	CV-T38'.E22' ×2	(FEP50)	電灯(LP-3)
CV-T60'.E14' ×2	(FEP65)	動力(P-2)	CV-T100'	(FEP65)	動力(LP-3)
CV-T38'.E22' ×2	(FEP50)	電灯(LP-3)	CV-T22'.E8' ×2	(FEP50)	動力(P-1)
CV-T100'	(FEP65)	動力(LP-3)	CV-T200'.E60' ×2	(FEP100)	冷凍機盤(M-1)
CV-T22'.E8' ×2	(FEP50)	動力(P-1)	CV-T200'	(FEP100)	冷凍機盤(M-2)
⊖	(FEP50) ×2	予備	CV-T200'	(FEP100)	冷凍機盤(M-3)
			⊖	(FEP30) ×5	弱電
Ⓔ			⊖	(FEP50) ×4	予備
CV-T200'.E60' ×2	(FEP100)	冷凍機盤(M-1)			
CV-T200'	(FEP100)	冷凍機盤(M-2)			
CV-T200'	(FEP100)	冷凍機盤(M-3)			
Ⓕ					
CV-T14'.E8' ×2	(FEP40)	電灯(LP-4)			
CV-T38'	(FEP50)	動力(LP-4)			
CV-T60'.E14' ×2	(FEP65)	動力(P-2)			
CV-T38'.E22' ×2	(FEP50)	電灯(LP-3)			
CV-T100'	(FEP65)	動力(LP-3)			
CV-T22'.E8' ×2	(FEP50)	動力(P-1)			
CV-T200'.E60' ×2	(FEP100)	冷凍機盤(M-1)			
CV-T200'	(FEP100)	冷凍機盤(M-2)			
CV-T200'	(FEP100)	冷凍機盤(M-3)			
⊖	(FEP50) ×2	予備			

※ 壁立上げ部はＨＩＶＥ管を使用すること。

特記なき配管配線は下記による。

- CV 2' -3C　(FEP30・1芯7ｰｽ)
- CV 3.5' -3C　(FEP30・1芯7ｰｽ)

※ 壁内引下部及び壁貫通ケーブルは金属管保護すること。
※ ＡＬＣ部等のケーブル引下部で露出となる箇所は金属管保護すること。

平成　年　月　日

(有)創コーポレーション
1級建築士事務所
〒540-0035　大阪市中央区釣鐘町1丁目6-6-402
TEL:06-6947-1631　FAX:06-6947-1635
一級建築士　大臣登録第139436号
西澤　昭一

名　称　有田牧畜産業食肉加工場　新築工事

図　面　電気設備配置図　1／300

E／02

屋外キュービクル単線結線図　（屋外防水型）

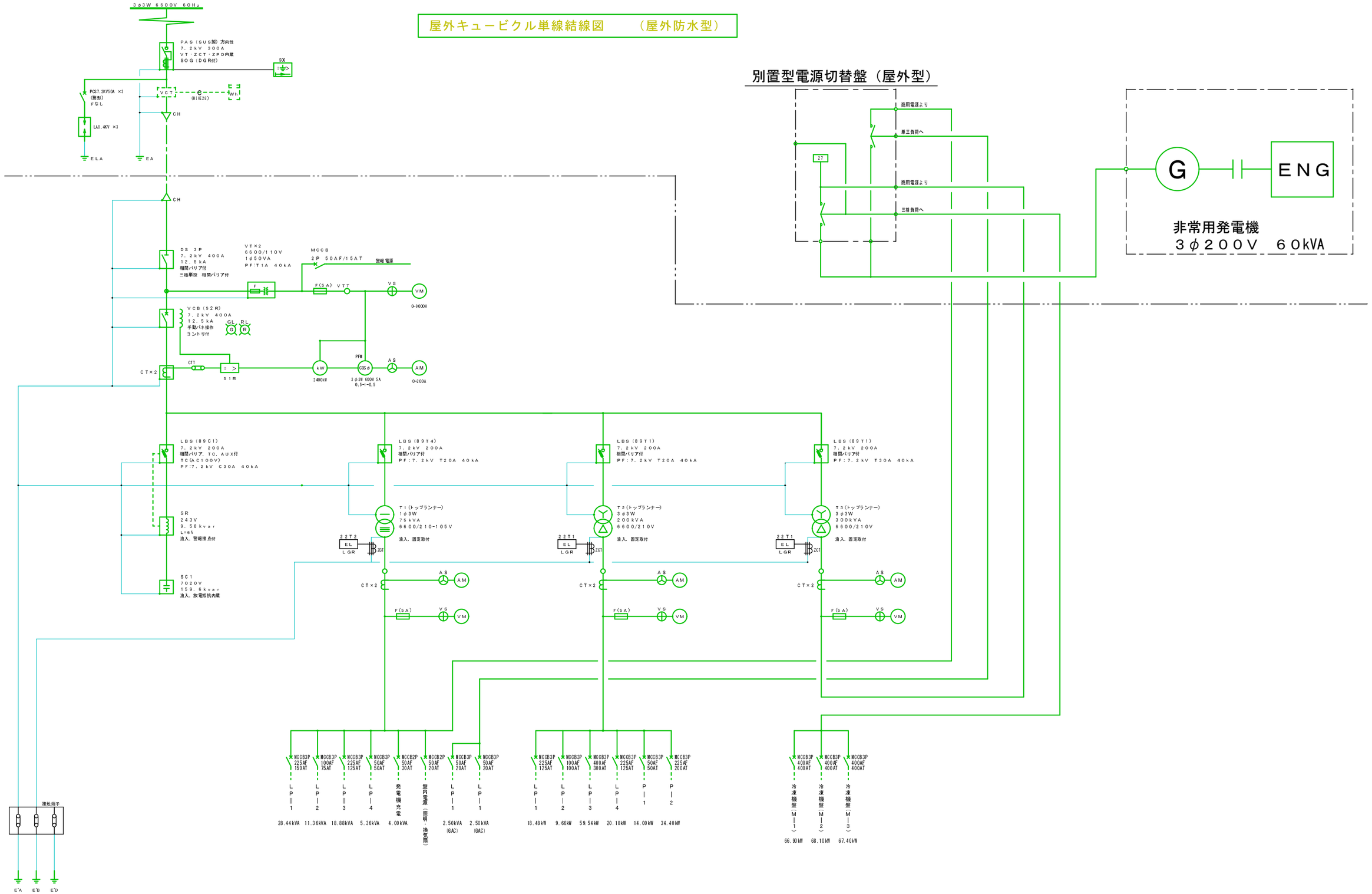

平成　年　月　日

(有)創コーポレーション
1級建築士事務所
〒540-0035　大阪市中央区釣鐘町1丁目6-6-402
TEL:06-6947-1631　FAX:06-6947-1635
一級建築士　大臣登録第139436号
西澤　昭一

名　称　有田牧畜産業食肉加工場　新築工事

図　面　キュービクル単線結線図　1／一

E／03

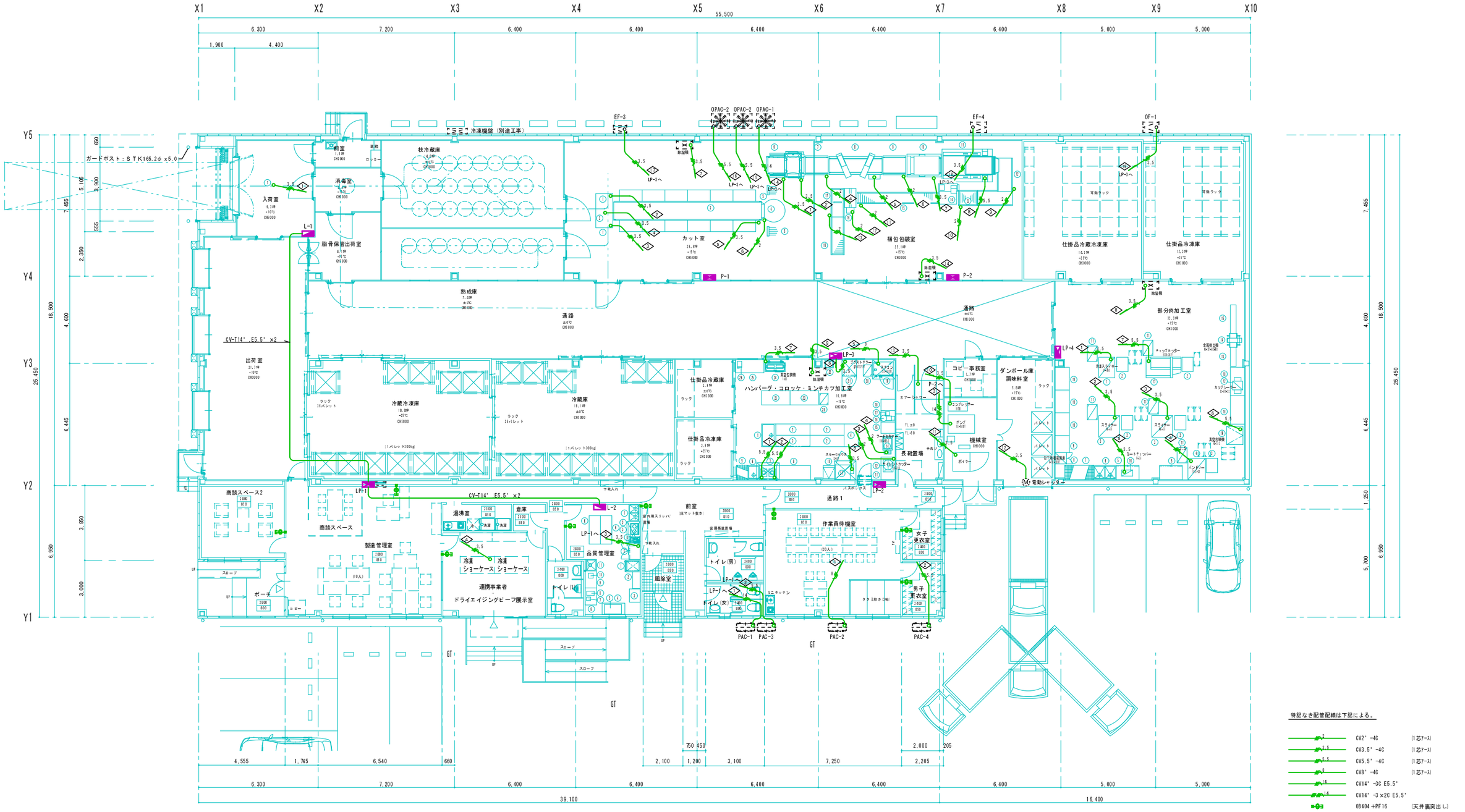

特記なき配管配線は下記による。

2	CV2' -4C	(1芯7ｰﾊ)
3.5	CV3.5' -4C	(1芯7ｰﾊ)
5.5	CV5.5' -4C	(1芯7ｰﾊ)
8	CV8' -4C	(1芯7ｰﾊ)
14	CV14' -3C E5.5'	
14	CV14' -3 x2C E5.5'	
	OB404 +PF16	(天井裏突出し)

※ 壁内引下部及び壁貫通ケーブルは金属管保護すること。
※ ＡＬＣ部等のケーブル引下部で露出となる箇所は金属管保護すること。

平成　年　月　日

(有)創コーポレーション
1級建築士事務所
〒540-0035　大阪市中央区釣鐘町１丁目6-6-402
TEL:06-6947-1631　FAX:06-6947-1635
一級建築士　大臣登録第139436号
西澤　昭一

名　称　有田牧畜産業食肉加工場　新築工事

図　面　幹線動力設備平面図　１／１００

E / 04